

市政に参加してみませんか？

～パブリックコメント手続制度～

市の基本的な政策や条例などの策定過程において、その内容を広く市民の皆さんに公表し、意見や提案を求める制度です。寄せられた意見に関しては、市の意思決定に反映していくとともに、市としての考え方を公表します。

問い合わせ 総務課(☎④ 2227)

制度の対象となるもの

- ▷市の基本的な制度を定める条例 ▷市の基本的な政策を定める計画
- ▷市民などに義務を課すもの、または権利を制限する内容の条例
- ▷市の基本的な方向性を定める憲章や宣言

令和5年度の実施案件

案件	意見募集期限	意見数	担当課
藤岡市空家等の適正管理に関する条例の改正	令和5年10月11日	0	建築課
藤岡市高齢者福祉計画及び第9期藤岡市介護保険事業計画	令和6年2月14日	0	介護保険課
第7期藤岡市障害福祉計画・第3期藤岡市障害児福祉計画	令和6年2月26日	3	福祉課
第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和6年2月26日	0	福祉課
第2期藤岡市いのちを支える行動計画	令和6年2月26日	0	福祉課

皆さんのご意見を募集します

藤岡市文化財保存活用地域計画(案)

「藤岡市文化財保存活用地域計画」を策定します。文化財の保存・活用・継承や魅力の発信、文化財が持つ価値について人々の理解を深めていくことに関する施策をまとめるものです。

閲覧場所 市役所市政情報コーナー・鬼石総合支所鬼石振興課・市ホームページ

意見書を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

閲覧および意見書提出期間 12月2日(月)～令和7年1月10日(金)午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

その他 提出された意見を考慮して計画を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお、個々の意見に直接回答はしません

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名を記入して、直接または郵送・ファクス・メールのいずれかの方法で文化財保護課(〒375-0055藤岡市白石1291-1 ☎②6999 ✉bunkazai@city.fujioka.gunma.jp)へ

問い合わせ 文化財保護課(☎③5997)

日時 12月14日(土)午前10時～正午

会場 防災公園

内容 備蓄倉庫などの施設見学・災害協定締結団体などによる各種展示(電気自動車の給電デモンストレーション・はしご車搭乗体験など)

その他 駐車場は防災公園・学校給食センター・地域づくりセンター美九里を利用してください

問い合わせ 地域安全課(☎②7444)へ



防災公園施設見学会

④2836) 自動車税の課税客体でないもの(▼工具・器具・備品(測定器具、家具、理・美容機器、事務用機器、パソコンなど) 申告の内容 資産の種類・名称・取得年月・取得価格・耐用年数など 申告・問い合わせ 税務課(☎④2836)

Public Comment

未登記家屋の所有者変更手続き



未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。 ※登記のある家屋の所有者変更は、法務局で所有権移転登記を行ってください

持ってくる物 ▼未登記家屋所有者変更申出書(実印を押印してください)▼新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です)▼売買・贈与などの場合は、契約書の写し▼相続の場合は、遺産分割協議書の写しなど

その他 届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます

問い合わせ 税務課(☎④ 2836)

家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。

家屋を取り壊した場合

12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、令和7年度の固定資産税台帳から削除する必要があります。未登記家屋を取り壊した場合や年内に登記を済ませることが難しい場合は、税務課へ届け出をしてください。なお、新増築の家屋評価の時に市職員が確認した場合は届け出不要です。

家屋の用途変更をした場合

用途変更の届け出をしてください。

共通事項

持ってくる物 ▼12月31日までに家屋を取り壊した場合は、取り壊し年月日および取り壊し業者名が記載された解体証明書▼用途変更の場合は、用途を変更したことが分かる物

その他 ▼登記の方法などについては、前橋地方法務局高崎支局へ問い合わせてください ▼市役所への届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます

問い合わせ 税務課(☎④ 2836)

事業用償却資産の申告

令和7年1月1日現在で市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。 ※税務署で行う国税の申告とは異なるため、市へも必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産を確認した際には、さかのぼって課税する場合があります。耐用年数を超過している資産も申告が必要です

申告期限 7年1月31日(金)

対象となる資産 ▼構築物(広告看板・門扉・アスファルト舗装など)▼機械・装置(太陽光発電設備、土木建設用機械など)▼船舶▼航空機▼車両・運搬具(自動車税・軽自

冬の県民交通安全運動の実施

年間スローガン

家庭でも みんなで語ろう 交通ルール

サブスローガン

すぐやめて ながら運転 事故のもと

期間 12月1日(日)～10日(火)

運動の重点項目

◆歩行者と自転車の交通事故防止

- ▷夕暮れ時や夜間の外出は、明るく目立つ色の服装や反射材等を着用しましょう
- ▷自転車に乗るときは、ヘルメットの着用に努めましょう

◆早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

- ▷早めにライト点灯とハイビームを活用しましょう
- ▷自転車も飲酒運転は絶対にやめましょう

問い合わせ 地域安全課(☎④2245)



11月1日の道路交通法改正により、自転車運転に関する罰則が変わりました